

国連気候変動枠組み条約第7回締約国会議**2001年10月30日火曜日**

UNFCCC 第7回締約国会議代表者らは同時開催の SBI 及び SBSTA の会合を行った。SBI は附属書 I 国報告、LDCs、GEF の報告、2002-2003 年のプログラム予算などに関連する問題について検討した。SBSTA は、様々な方法論問題、技術移転、政策措置 (P&Ms)、関連の国際機関との協力について取り上げた。メカニズム、議定書第 5 条 (方法論問題)、第 7 条 (情報の連絡)、第 8 条 (情報のレビュー) についての交渉グループも、作業を開始した。

SBSTA

技術移転：技術開発及び技術移転については、代表者らは、環境にやさしい技術の目録と実験的なインターネット・ベースのクリアリングハウスなど、技術情報システムについて検討した。スイスと EU は専門家会議を行うことを支持した。G-77/中国は資金供与の継続を奨励した。サウジアラビアは、情報に加えて、実際の技術移転が必要であると強調し、中国、ペルー、パナマの支持を得た。Dovland 議長は、結論草案作成のために非公式協議が行われると述べた。

方法論問題：温室効果ガス目録：Dovland 議長は IPCC の良好事例ガイダンスを用いて温室効果ガス目録を作成する上での経験を提出するようという、SBSTA-12 による附属書 I 国への呼びかけを想起した。同議長は専門家目録レビュー会議が 2001 年 12 月に行われることに触れ、経験の評価を SBSTA-16 に持ち送りすることを提案した。

バンカー燃料：IPCC 目録タスクフォース理事会の平石氏は、IPCC の良好事例ガイダンスは 1996 年の改訂版 IPCC 温室効果ガス報告ガイドラインを補完することを目的としており、バンカー燃料についての章が盛り込まれていると述べた。EU は、国際航空による温室効果ガス排出量増加についての懸念を繰り返し、排出量割当方法について議定書と対立しないガイドラインを要求した。EU は国際海事機関 (IMO) に対し、排出削減行動について作業を行うよう促した。スイスは、国際民間航空機関 (ICAO) 委員会が排出削減に関するガイドラインについて引き続きイニシアティブを取ることを提案した。G-77/中国は、附属書 I 締約国が航空と海洋のバンカー燃料による排出量を減らすということを規定した議定書第 2 条 2 の枠組みの中で、ICAO と IMO を通して作業が行われるよう提案した。非公式協議が行われるであろう。

影響と適応を評価する方法とツール：カナダは、方法論の複雑さについて言及し、統合評価に関する地域ワークショップに影響と適応についての検討を含めるよう提案した。マレーシアの支持を得、同国は、技術情報システムにも影響と適応を含めることを提案した。マレーシアとタイは、先進国・途上国間の合同研究プロジェクトを提案した。Dovland 議長は、非公式協議を継続すると述べた。

LULUCF 部門における良好事例ガイダンスとその他の情報についての進展：IPCC の Bob Watson 議長は、IPCC の今後について概説し、IPCC の国別温室効果ガス目録プログラムにおける LULUCF の作業プログラムについて、良好事例ガイダンス、直接的な人為的劣化及び植生喪失の定義、目録及び報告のオプション、直接的な人為的变化を間接的人為的变化や自然の効果と区別する方法論を中心に、強調した。

EUはSBSTAが今会期中にLULUCFに関するCDMのあり方についてIPCCの作業に関する委託事項を作成することを提案して、インドネシアの支持を得た。アメリカ、ロシア、カナダ、オーストラリアは、LULUCFに関する決定草案がまだ完成していないと警告を発した。AOSISは、IPCCにさらなる指針を与える前に第5・7・8条関連の問題を解決する必要があると強調し、幅広い協議を行うことを支持した。この問題は、非公式協議においてさらに吟味されることになる。

森林収穫と林産品(HWP)からの排出:EUはエネルギー集約度の高い原料と化石燃料のかわりに持続可能な形で生産された木材を使用することを支持する手法と方法論を開発する提案について言及した。EUは、第一次約束期間にHWPを含めることに反対して、AOSIS、中国、サウジアラビアの支持を得た。ニュージーランドは、技術的方法論の開発における進展が遅れていることに言及し、日本、カナダ、マレーシアの支持を得、さらなる技術的レビューを行うことを提案した。非公式協議が行われることになる。

政策措置:Dovland議長はP&Msに関する最近のワークショップについて言及し、より詳細な議論はSBSTA-16に持ち越すことを提案した。締約国からのコメントを得た後、同議長は、簡単な結論草案を作成すると述べた。

関連の国際組織との協力:地球気候観測システム(GCOS)は、その地域ワークショップ・プログラムと、観測システムの十分性に関する第二次評価の提案について報告を行った。同システムは、既存のネットワークと過去のデータベースの劣化、この傾向を阻止する進行中の作業、新しい観測方法の開発努力についての懸念を語った。複数の締約国が、ネットワークの劣化についての懸念を表明した。EUは、SBSTA-16での検討に間に合うよう、ネットワークの十分性についての中間報告を提出し、国別活動に取り組むようGCOS事務局に呼びかけることを提案した。

マレーシアは、この分野においてGEF基金にアクセスできるようにすることを提案した。Dovland議長は、本件についての結論草案を作成するために非公式協議を行うと述べた。

他の多国間環境協定(MEAs)との協力については、IPCCが気候変動・生物多様性・砂漠化間の相互関係についてのテクニカル・ペーパーと、気候変動プロセスに対するミレニアム・アセスメントの関連性について報告した。生物多様性会議、砂漠化防止会議、湿地に関するラムサール会議が、MEAs間の連携・相乗効果・協力的行動について概説した。他の国連機関との協力については、世界保健機関が人間の健康と気候変化に関する作業について報告を行った。

続いての討議では、締約国は会議同士の協力を強化し、国家レベルでこのような協力を強化して、国際的な環境管理プロセスを進めることを強調した。Dovland議長は、結論草案作成のために非公式コンタクト・グループを召集すると述べた。

SBI

最低開発途上国:代表者らは、LDC専門家グループの創設、国家適応行動プログラム(NAPAs)、LDC基金へのガイダンスの対処においてどのように進めていったらよいのかについて話し合った。LDCを代表して、マリが専門家グループに対する委託事項の必要性を強調し、自分のグループが本件についての決定草案に対する案を現在作成中であると述べた。UNEPは、NAPA、LDCs専門家グループ、LDC基金を含める「パッケージ・アプローチ」を提唱した。Ashe議長は、本件についてコンタクト・グループが創設されると述べた。

附属書 I 国報告：国別報告のレビューに関するガイドライン作成の実行可能性について、代表者らは、第 3 回国別報告のレビュー後に本件について検討するという Ashe 議長の提案に合意した。第 3 回国別報告に関わる専門家のレビューと名簿については、Ashe 議長が、これらの報告の締め切りは 2001 年 11 月 30 日であると述べ、これらの件についての決定草案を自ら作成すると語った。

COP から SBI への委託事項：

GEF の報告：SBI は GEF の報告について見当し、G-77/中国がプロジェクトの認可から資金入手までの時間の長さや、通貨変動の影響、支援プログラムに対する適切な資金供与の必要性に対する懸念を強調した。Ashe 議長は、自らが結論草案を作成すると述べた。

2002-2003 年のプログラム予算：UNFCCC の Cutajar 事務局長は、改定 UNFCCC プログラム予算を議案として提出し、それに続く 2002-2003 年の予算は 3280 万 US ドルという SB-14 での SBI の提言を出した。アメリカは議定書に対する自らの立場について言及し、コア予算に対する資金供与分担分を減らし、CDM の「早期開始」の場合における臨時出費として定時された 535,000US ドルへの献金は行わないことを示唆した。Ashe 議長は、各国が自分たちの資金が使われてはならないとする具体的な活動を規定する多くの事例について述べた。同議長は、決定草案についての協議が行われると述べた。

その他の案件に取り組む中で、Ashe 議長は、負担金支払いの遅延に関する決定草案は非公式協議の後で作成されると述べた。

交渉グループ

メカニズム：Raul Estrada 共同議長（アルゼンチン）は、同グループは二つの草案作成グループの支援を受け、作業を 11 月 1 日木曜日に終わらせなければならないと述べた。同共同議長は、「早期開始」を可能とするために決議の必要な CDM 関連問題には、理事会メンバーの選出と予算関連問題が含まれると述べた。ナイジェリアは、遵守システム関連の適格性要件など、クロスカuttingな問題の解決が必要であるとの懸念を表明した。

CG-11 とスイスを代表しつつ EU は、独立機関の認可基準と、ベースライン設定及び監視のクライテリア、及び決定草案に対する複数の修正(FCCC/CP/2001/MISC.5)に関する附属書を盛り込んだ第 6 条 (II) に関する提案を議案として提出した。

その後代表者らは、割当量に関する話、登録簿要件、排出目録及び割当量の編纂と計算などを中心とした第 7 条 4 (割当量) における方法について、事務局の発表を受けた。

G-77/中国は、草案作成グループはハイレベルの問題よりもテクニカルな問題に集中すべきだと述べた。Kok Kee Chow(マレーシア)共同議長は、登録簿の設定に注力し、CDM と共に開始するが、非常にテクニカルな詳細については専門家に任ずことを提案した。交渉グループの会合に続き、二つの草案作成グループが夕方会合を行い、作業を開始した。

遵守：Tuiloma Neroni Slade (サモア) 共同議長は、遵守関連の手順とメカニズムに関するテキストについて、編集上の変更と達成された一次合意について強調しつつ、交渉状況に関

する共同議長のノンペーパーをもとに作業を行うことを提案した。日本は、カナダ、ロシア、オーストラリアを代表しつつ、帰結の性質についての問題を COP/MOP-1 に譲ることを明確にうたった COP 決定草案への提案を提出した。G-77/中国と EU は、帰結は拘束力を持ち、採択の方法のみが COP/MOP-1 に申し送られるということ、COP-6 第 2 部で閣僚たちが合意していると述べた。同グループは、共同議長のノンペーパーについての検討を開始し、序文・目的・遵守委員会・委員会本会議・促進部門についてのセクションを網羅した。共同議長は、意見の分かれたパラグラフについて協議を行うであろう。

議定書第 5・7・8 条：第 5・7・8 条に関する交渉グループの第 1 回会合が、夕刻遅い時間に始まった。代表者らは、専門家レビュー・チームやレビュー専門家の常設委員会、補完性など、Dovland 議長の提起した複数の問題について協議した。

非公式協議

交渉グループでの協議に加え、多くの非公式コンタクト・グループも第 1 回会合を行い、COP-6 第 2 部で結論の出た決定のレビューや、専門家協議グループ、予算について、SBI と SBSTA のために結論草案を作成した。

廊下にて

火曜日、交渉グループは、遵守、メカニズム、第 5・7・8 条についてボンから持ち越された未決の作業に入り、代表者らは「仕事に取り掛かった」。特に詳細な技術的作業の多くが非公式協議で行われることから、大幅な進展を期待したり、全体的な進展を判断するのは時期尚早であると述べた者が一部あったにせよ、一部のグループではすでに生産的なやり方で多くの問題に対処していることに、参加者たちは満足しているようであった。

他のニュースとしては、JI と CDM に関する非公式草案作成グループで、JI と CDM に「ダブル・スタンダード」を当てはめる動きと見なされるものに対して、これがプロジェクトのレビュー・プロセスや環境査定についての「過去の分離(old division)」を蒸し返す可能性があるとの懸念を、数人の代表者が表明した。若干の格差が存在するのは適切であるとして、このような連想を一蹴する者もあった。